

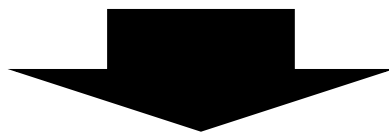
利用者の皆さまへ

# 令和6年4月1日より 貸出延長サービスが変わります。

令和6年3月31日まで

延長手続きをすると返却予定日から2週間延長。

延長手続きは返却予定日の3日前から可能。1回のみ。



令和6年4月1日から

**延長手続きをした日から2週間延長。**

延長手続きは貸出翌日から返却予定日まで可能。1回のみ。

例：4月1日に借りて4月15日返却予定日の本。（予約が入っていない場合）

①4月2日に延長手続きをする

・・・4月16日までに延長（4月2日から2週間延長）

②4月15日に延長手続きをする

・・・4月29日までに延長（4月15日から2週間延長）

借りた翌日から延長手続きはできますが、手続きをした日から2週間延長されるため、①のように少ししか返却予定日が延びません。②のように、返却予定日が近付いて読み切れないようだったら延長手続きをしましょう！

※以下の資料は延長できませんのでご注意ください。



- ・返却予定日を過ぎた資料
- ・予約が入っている資料
- ・雑誌・視聴覚資料

